

臨時職員登録(介助員・学級運営サポートティーチャー)

介助員

- 対象者** 次のいずれかにあてはまる人
 - ◇保育士資格を持っている
 - ◇ホームヘルパー2級以上を持っている
 - ◇介護職員初任者研修課程以上を修了
- 勤務内容** 小・中学校特別支援学級での介助業務
- 勤務日** 月～金曜日(祝日を除く)
- 勤務時間** ◇小学校 午前8時半～午後3時
◇中学校 午前8時半～午後5時
- 賃金** ◇小学校 時給 920円
◇中学校 日給 7100円
- 雇用期間** 原則6カ月以内(更新の場合あり)

学級運営サポートティーチャー

- 対象者** 教員免許を持っている人
- 勤務内容** 小・中学校での学級のサポート業務
- 勤務日** 月～金曜日(祝日を除く)
- 勤務時間** 午前8時半～午後5時
- 賃金** 日給 9500円
- 雇用期間** 原則6カ月以内(更新の場合あり)



- 任用方法** 登録した人の中から必要に応じて採用
- 申込方法** 市臨時職員登録申込書(市教育指導室で配布または市ホームページからダウンロード)と資格を証明するものの写しを提出または送付

- 申し込みと問い合わせ先**
教育指導室 ☎(580)1909

相談事例
退去したアパートの原状回復費用を請求された。システムキッチンへこませたので修理代は仕方ないが18万5000円は高すぎる。また、傷つけた覚えがないクロスの張り替えやユニットバスの扉の取り換え費用も請求されている。どうしたらよいか？

処理結果
調べてみると契約書に修理代負担の特約が明記されており、負担は免れないようです。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」などを参考に、管理会社に交渉するよう勧めました。また宅地建物取引業協会、司法書士会賃貸借トラブルホットラインなどを紹介しました。

アドバイス
通常、入居者は退去時に原状回復が義務づけられています。これは「入居前の部屋の状態に戻す」というわけ

ホットな？ 消費者ニュース 173

賃貸アパートに入居するときは 契約内容をしっかり確認しましょう

ではなく、普通に暮らしていれば生じる程度の汚れや損耗は貸主が負担するのが原則です。しかし、契約書に、「退去時のハウスクリーニング代は敷金から補填する」などと、原則以上の負担を入居者に求める「特約」を設ける場合がよくあります。適正な費用で、契約時にきちんと説明されていれば、「特約」は上記ガイドラインにかかわらず有効となります。

契約後のトラブルを回避するためには、特約条項をしっかりと確認することが大切です。

また、原状回復をめぐるトラブルの大きな原因として、入居時の物件確認が不十分であることが挙げられます。入居時に、室内の現況、損耗などを写真に撮るなど記録に残し、借主、貸主双方で確認しておくことがトラブル回避のためには有効です。

●市消費生活相談

平日 午前9時半～正午・午後1時～4時半※予約不要
市消費生活センター(市役所新館4階)

☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時～午後4時

☎188(局番なし)

●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1898